



## 町長行政報告

## 文化的施設整備事業の中止について

文化的施設整備事業につきましては、昨年12月議会定例会の行政報告において「本年度中の工事着手はできないとの判断に至った」とあわせ、「現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆さまと議論を重ねていく考え」や、「今後の対応方針については、次回の議会定例会で改めて報告させていただく」としていただきましたので、ご報告します。

昨年12月の議会定例会以降、議会や意見書をいただいた団体などを中心に協議を重ねてきました。特に議会とは、全員協議会や議会代表4名との意見交換会など延べ4回にわたって協議を行い、その中で議会側からは「町長提案による住民投票を実施してはどうか」との提案をいただいたところです。しかしながら、教育施設でもある文化的施設を住民投票で問うべきではないと判断したこと、また、主な財源である合併特例債の活用を前提とした場合には、日程的にも不可能であることを説明させていただき、今後の対応について改めて協議を行ったところです。そ

の協議の中では、事業が休止状態となっている最大の要因である施設規模や事業費に対する議員の皆さまの考えについて、改めて確認をさせていただきましたが、これまでと同様に「施設規模などを縮小すべき」との意見が多数を占めており、今後もその考えは変わらないとのことでした。このため、議会の合意を得ながら事業を進めていくためには、計画そのものの見直しが求められますが、複合施設を整備する上で欠かすことのできない財源である合併特例債の期限が令和7年度末であることを考えると、残された2年間の中で計画や設計などを見直し、施設を完成させることは不可能です。

このため、苦渋の決断ではあります。現計画・現施設規模による文化的施設整備事業については、「中止せざるを得ない」と判断し、2月15日に開催された議会全員協議会において、その考えを示したところです。

今日に至るまで関係各位のご理解・ご協力のもと、実施設計が完了し、施設本体の入札を経て請負契約議案の審議にまで至っていましたが、事業中止という判断に至ったことは私自身も未だ受け入れ難く、この事業の目的やこれまでの取り組みに間違いはなかったものと確信していますが、これ以上立ち止まらない・時間を無駄にしないためにも、また、これ以上の混乱を避けるためにも、最終的な判断として報告させていただくものです。

なお、事業中止の判断に伴い、今議会では令和5年度一般会計補正予算において、継続費の変更や歳入歳出予算の減額など、関連予算を計上していますが、今後については、これまでに借り入れた起債の繰上償還や、昨年7月から全国公募を行っていた施設の愛称募集、関連する各種計画の見直し等についても、順次対応を行っていく予定です。

なお、現図書館・美術館が抱える課題への対応をはじめ、2月下旬に検討委員会を設置した図書館十和分館の整備については、関係機関などをはじめ議会や町民の皆さまと共に協議しながら進めなければならぬと考えています。

## 国民年金の免除申請

～国民年金の支払いが困難な皆さまへ～

国民年金第1号被保険者は毎月の保険料を納めていただく必要があります。

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいときは、「保険料免除・納付猶予制度」の手続を行ってください。

保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されます。

※納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

※学生の方は「学生納付特例制度」を利用してください。

受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納制度）ことができます。

保険料の納付期限から2年を経過すると時効により免除申請ができないなど、要件を満たしていなければ将来、障害年金や遺族年金などを受給できなくなる場合があります。

未納期間がある方、失業などで保険料納付が困難な場合は、高知西年金事務所または、役場年金担当にお問い合わせください。

## 出張年金相談所の開設について

本年度の出張年金相談は、6月5日(水)と12月4日(水)に開設されます。

相談を希望される方は、事前に高知西年金事務所へ予約をお願いします。

## 【お問い合わせ先】

高知西年金事務所 ☎088-875-1717

町民課 ☎22-3117

大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112

十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

## 固定資産税の納税通知書を発送します

令和6年度固定資産税納税通知書を発送します。

## 納税通知書の発送 5月1日(水)

納期は、5・7・9・11月の各月末です(月末が日曜日など休日にあたる場合はその翌日)。納め忘れのないよう計画的に納付をお願いします。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116

## 軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します

令和6年度軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します。内容をご確認いただき、納期限までの納付をお願いします。

●納税通知書の発送 5月1日(水)

●納期限 5月31日(金)

## 障がい者などの減免には申請が必要です

身体障がい者手帳など(身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳)をお持ちの方で、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請することで、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

なお、この減免については普通車を含め1人1台に限りです。詳しくは税務課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116

## 水道基本料金の減免延長について

四万十町環境水道課では、原油価格・物価高騰の影響を受けている町民生活を支援するため、令和5年10月検針分から令和6年2月検針分までの5か月間、水道料金の基本料金を減免しましたが、継続して令和6年3月検針分から令和6年5月検針分までの3か月間、減免を延長します。減免内容、減免対象については、以前と変わりません。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119